

令和7年度障がい者等の多様で柔軟な働き方推進アドバイザー 派遣事業業務委託 業務仕様書

1 事業目的

障がい者の法定雇用率は、令和6年4月に2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月に2.7%へ引き上げられることから、企業ではこれまで以上に障がい者を雇用しなければならない状況にある中、障がい者を計画的に採用するとともに、障がいの状況に応じて就労可能な業務を整理（切り出し）することが課題となっている。

こうした状況を踏まえて、県では、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、障がい者の業務を従来の軽作業等の業務に限定することなく、障がい者が能力や希望に応じて、生き生きと働けるよう短時間やテレワークによる雇用など多様で柔軟な障がい者雇用に取り組む企業の支援を実施している。

本事業は、障がい者雇用に意欲のある企業等にアドバイザーを派遣し、短時間雇用やテレワーク、生成AIなどデジタル技術を活用した障がい者向け業務を切り出し、障がい者の就労や、県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）高等部の生徒の将来的な就職に向けた企業開拓を行うことを目的とする。

2 契約期間

契約の日から令和8年3月13日（金）まで

3 定義

・障がい者等

障がい者等とは、障害者自立支援法における「障害者」と「障害児」のことを指すものとする。

・短時間雇用

短時間雇用とは、短時間労働（週所定労働時間20時間以上30時間未満）もしくは特定短時間労働（週所定労働時間10時間以上20時間未満）による雇用を指すものとする。

・テレワーク

テレワークとは、労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ自己の住所又は居所において勤務する状態をいう。

4 委託業務の内容

本事業にて企業への支援及び特別支援学校への訪問等を行う者をアドバイザーとして2名以上配置し、以下の(1)～(3)の業務を行う。

また、「アドバイザー」は、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつ短時間やテレワークによる就労支援実績のある者（社会福祉士や社会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者であることが望ましい。）とする。

(1) 企業へのアドバイザー派遣

ア 派遣内容

障がい者雇用に課題を抱える企業への働きかけを行うとともに、企業の

希望に応じてアドバイザーが現地を訪問する。ただし、企業が希望する場合は、Web 会議システムを利用して実施する。なお、Web 会議システムの利用環境等は、受託者の責任において確保し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。

- ・障がい者等の多様で柔軟な働き方の導入に係る基本方針、計画策定に対する支援
- ・障がい者等の多様で柔軟な働き方の導入に向けた社内体制構築、業務の切り出し、システム等環境整備（モデル環境の提供を含む。）、社内規定整備等に対する支援
- ・障がい者等の採用に向けた採用活動の支援
- ・障がい者等の多様で柔軟な働き方の定着に向けた支援

イ 対象

障がい者雇用に意欲はあるものの、計画的な採用や新たな業務切り出しに課題を抱える企業等はすべて対象とする。

特に、次の（ア）～（ウ）の県内企業はアドバイザーを優先して派遣する。

- （ア）法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業
- （イ）法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業
- （ウ）令和7年4月から除外率が引き下げとなる業種の企業

※法定雇用率の対象企業（令和6年6月1日及び令和7年6月1日時点）リストは、契約締結後に三重県から受託者へ提供する。

(2) 特別支援学校への連絡、職場実習受入先企業の開拓及び就労支援

特別支援学校へ定期的に（2か月に1回程度）連絡をとり、進路状況等を確認するとともに、要望に応じて訪問を行う。

また、高等部の生徒の多様で柔軟な働き方につながる職場実習受入先の企業を開拓するとともに、就労につなげるための支援を行う。

(3) セミナー及び研修会等での事業説明の実施

下記のセミナー及び研修会等にて、事業説明を実施すること。

ア 企業等向けセミナー

- ・三重県が6月（予定）に開催する「障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会」において、本事業内容について説明すること。
- ・三重県が2月（予定）に開催する「障がい者雇用促進フォーラムみえ」において、本事業の実施内容や障がい者雇用の好事例を発表すること。

イ 特別支援学校担当者向け研修会・講座

- ・特別支援学校進路指導担当者（教員）が、短時間雇用やテレワーク、生成AIなどのデジタル技術を活用した多様で柔軟な障がい者の働き方について理解を深める「特別支援学校進路指導担当者研修会」を年1回実施すること。
- ・企業就職希望者が多い特別支援学校が7、8月に開催を予定している夏季進路指導研修講座において、教職員向け（保護者参加可）に「多様で柔軟な働き方研修講座」を年1回以上複数校にて実施すること。

(4) 広報

本事業の内容等について、5月中に資料を作成し、すみやかに広報を開始する。広報資料については、企画提案コンペ時に提出した広報（案）を基に、

打合せの上、決定することとする。

対象企業に郵送等するとともに、事業についてホームページ等により広く周知する。

(5) 提出書類

次の書類を提出すること

ア 企業等支援報告書（第1号様式）

(ア) 提出期限 企業等へアドバイザー派遣等を実施した日が属する月の翌月10日までに提出する。ただし、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出する。

(イ) 留意事項 パスワードを設定した電子データで提出する。

イ 特別支援学校訪問等記録表（第2号様式）

(ア) 提出期限 特別支援学校の訪問等を行った日が属する月の翌月10日までに提出する。ただし、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出する。

(イ) 留意事項 パスワードを設定した電子データで提出する。

ウ 業務完了報告書（第3号様式）

業務完了後、所要経費の根拠資料を添付して、業務完了報告書（第3号様式）を速やかに提出する。

5 業務実施スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。広報等にあたっては、下表の「参考」に示す三重県及び三重労働局の他の事業と連携するなどの工夫を行う。

なお、事業進行の都合上、スケジュールを変更する場合は、事前に三重県と協議すること。

月	実施内容	参考
5月	広報 特別支援学校進路指導担当者向け説明会	
6月	事業内容説明	・障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会 ・職場実習（特別支援学校）
7月	特別支援学校夏季研修	
8月		三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月	企業への ・アドバイザー派遣 ・相談支援 ・特別支援学校生徒の職場実習受入先企業の開拓 ・特別支援学校への情報提供	障害者雇用支援月間
10月		・県内ハローワークで障害者就職面接会開催 ・職場実習（特別支援学校） ・令和7年6月1日時点の法定雇用率対象企業公表
11月		
12月		
1月		
2月	成果報告会	障がい者雇用促進フォーラムみえ開催
3月	事業完了報告	

6 成果指標

(1) アドバイザー派遣先企業数

アドバイザーを派遣する企業数は20社以上とすること

(2) 多様で柔軟な働き方による障がい者雇用の創出数

- ・支援した企業のうち、ハローワークへテレワークや短時間雇用等による障がい者専用求人票を提出した件数が10社以上となること
- ・支援した企業のうち、短時間雇用、テレワーク、生成AIなどのデジタル技術の活用により雇用もしくは委託訓練を受講した障がい者が3人以上となること

(3) 特別支援学校への研修会、職場実習受入先開拓及び卒業後の就労者数

- ・高等部卒業後の就職を見据えた多様で柔軟な働き方につながる職場実習受入先企業を10社以上開拓すること
- ・開拓を行った企業において、特別支援学校高等部の3年生2人以上を卒業後短時間雇用による就労に結びつけること

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

8 委託料の支払方法、時期等

(1) 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払いは、原則、履行確認の通知が行われた後請求することができる。ただし、三重県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

(2) 委託料の減額

前記6の成果指標を達成できない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。

9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

10 受託上の留意点

- (1) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) メール誤送信等による個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める様式により速やかに三重県へ報告すること。
- (6) 本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、三重県に報告を行い、三重県

の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。

- (7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

11 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

【企業へのアドバイザー派遣内容について】

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 西山、井口

【特別支援学校に関すること】

三重県教育委員会事務局 特別支援教育課

電話番号 059-224-2961 FAX番号 059-224-3023

メールアドレス shienkyo@pref.mie.lg.jp

担当 佐々木

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者

企業等支援報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和7年度障がい者等の多様で柔軟な働き方推進アドバイザー派遣事業業務委託について、下記のとおり企業等へ訪問を行いましたので報告します。

記

訪問企業 社
(訪問内容は別添「企業等支援報告書」のとおり。)

事務担当者
受託者所属
担当者名
電話 メールアドレス

【 企業等支援記録票 】

		受付番号	
企業等名称		業種	
住所			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
訪問日	令和 年 月 日 ()	訪問者	
障がい者雇用の状況 1 現在雇用している障がい者数 人 2 常用労働者数 人 3 令和 6 (又は7) 年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 過不足人数 人 4 現在の障がい者の仕事 (配属先/業務内容)			
支援企業等の課題、支援して欲しい内容等			
支援を行った内容			
特別支援学校からの職場実習受入の可否及び受入に当たっての懸念点 (可 ・ 要検討 ・ 不可)			

【特別支援学校訪問等記録表】

学校名			
住所			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
訪問（連絡）日	令和 年 月 日（ ）	訪問（連絡）者	
打合せを行った内容			

三重県知事 へ

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和7年度障がい者等の多様で柔軟な働き方推進アドバイザー派遣事業業務委託について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名
令和7年度障がい者等の多様で柔軟な働き方推進事業業務委託
- 2 契約金額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告
別添「企業等訪問記録表」及び「特別支援学校訪問等記録表」のとおり実施しました。